

ID: 482

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	予定道路に係る公衆便所等の道路内における建築許可(第44条第1項第2号の準用)		
法令名 根拠条項	建築基準法 第68条の7第4項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【根拠条文】 (道路内の建築制限) 第44条 (2) 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物で特定行政庁が通行上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの (予定道路の指定) 第68条の7 4 第1項の規定により予定道路が指定された場合においては、当該予定道路を第42条第1項に規定する道路とみなして、第44条の規定を適用する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日